

平成28年度横浜市新墓園事業費会計予算

平成28年度横浜市の新墓園事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ750,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

平成28年2月16日提出

横浜市長 林 文子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 64,058
	1 使用料	63,948
	2 手数料	110
2 財産収入		2,200
	1 財産運用収入	2,200
3 繰入金		32,691
	1 基金繰入金	32,691
4 繰越金		50
	1 繰越金	50
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
6 市債		651,000
	1 市債	651,000
歳 入 合 計		750,000

歳 出

款	項	金 額
1 メモリアルグリーン事業費		88,000 <small>千円</small>
	1 事 業 費	88,000
2 日野公園墓地納骨堂事業費		652,000
	1 施 設 整 備 費	649,233
	2 公 債 費	2,767
3 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		750,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
日野公園墓地納骨堂整備工事 請負契約の締結に係る予算外 義務負担	平成 29 年 度	限 度 額 1,300,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
日野公園墓地 納骨堂整備費	千円 651,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は平成28会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	% 5.0以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	651,000			